

定家卿真筆拾遺愚草二毛菨ノ字ヲかゝれ候

——可視テキストの向こう側——

小林 一彦

に解体・分類・再構築された『万葉集』のテキストが、歌を詠むためのツールとしての性格を色濃く背負わされながら、登場してきた。

先例や故実を重んじるのが、日本の文化の特徴である。そうした傾向は宮中の行事に最も顕著に表れており、和歌においても歌会、歌合、さらには作品の披講の仕方や、歌席の設えやそこに連なる歌人達の衣服や振舞いまで、規範となる先例によって厳しく制限・統制されていた。そのような規制の中で累々と生み出される個々の和歌作品も、当然ながら前代の作品の強い影響下に製作されてきた。和歌が類型の文学といわれる所以である。したがって歌人たちが前代の、先行する和歌作品を参照するのは、当然である。いわば類歌が検索されることは、和歌文学においては宿命であった。こうした歌人たちの欲求を背景に、すでに平安時代から「古今和歌六帖」のような主題別の歌集が編纂され、作歌の手引き書として活用されたり、院政期に『万葉集』に見られる古態の表現が和歌の作品世界へと取り込まれてくる時期には、『類聚古集』のような歌語・歌ことば別の、あらた

さらに、作歌人口が急速に増大した中世、鎌倉時代になると、いよいよ『国歌大観』の祖先のような和歌検索テキストが登場してくる。『撰句抄』や『撰集佳句部類』の類である。いずれも散佚し完本では伝存しないが、国文学研究資料館の「古筆切所収情報データベース」にて、作品名を検索してみれば、伝承筆者名の項目を一瞥しただけで、どちらも鎌倉時代に類纂に書写され流布していたという情報を、容易に読みとることができる。久曾神昇編『私撰集残簡集成』（汲古書院 平一一）81頁所収の極札を「為家卿」とする『撰集佳句部類』の断簡には、「第五句」という分類項目が見えるが、以降は第五句に「かざし」という語を含む和歌が並んでいる。「かざしをりけん」「かざすさくらば」、その前は第四句に「かざし」が詠み込まれている歌、「おなじかざしを」とあるのが確認できる。『撰句抄』になると、いっそう『国歌大観』に近い形態となる。手鑑「文彩帖」に押

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版1 根津美術館蔵「文彩帖」所収「撰句抄切」

された極札「二条家為明卿」の切(図版1)は、わずか一葉の断簡でありながら、「撰句抄」という集名をはじめ、巻数や分類項目まで明記されており、貴重である。「天象第四」も かすみ きり けぶり」とある前の部分には、「かぜ」の歌が部類されていたらしく、第五句を「こがらしのかぜ」とする和歌が並べられている。いわば「国歌大観」の索引編と歌集編とを合わせたような、便利な和歌検索テキストの登場である。「国歌大観」の原型は、早く鎌倉時代にはできあがっており、それを明治時代に、松下大三郎・渡辺文雄が「撰句抄」の方式を索引と歌集とに分冊したということになるか。近世になると、この流れを受け継いだ、大冊「古今類句」が登場してくる。下句をイロハ順で引けるようにした、膨大な和歌検索テキストである。そして現代、和歌検索のためのツールは、紙媒体からCD

ROMへと変わりつつある。テキストは句だけでは、文字列としてさまざまな情報が一度に大量に抽出できるようになり、格段の進化を遂げた。今回の調査研究シンポジウムは、基幹研究「王朝文学の流布と継承」の成果発表も兼ねるといふ。そのような観点に照らしても、王朝和歌のテキスト群を、どのように受容・継承し、あるいは分類・解析し、把握し直した上で、日本人は次なる和歌作品を再生産してきたのか、その歴史を跡づけてみるのが肝要であろう。その際、作品の内容面に加え、形式・形態の面からのアプローチも有益であると考えられる。過去と未来をつなぐために、現在があるとすれば、実作をともった和歌研究のために、あるいは自らの新しい作品を紡ぎ出し未来へと残すために、過去の作品をより便利な形式・形態で受容・継承したい、と人々は考える。そのような需要ないしは欲求から、「古今和歌六帖」や「撰集佳句部類」「撰句抄」また「古今類句」など、これまで見てきたようなテキスト群が、必然的に生まれてきたのである。その延長線上に、現代の「国歌大観」や「新編国歌大観」が位置しているということになる。

近時、「新編私家集大成」CD-ROM版(エムワイ企画 平二〇)が出版された。和歌研究者には必備のもので、すでに広く使用され定着している「新編国歌大観」CD-ROM版(角川学芸出版 平七、*revised* 平一五)とともに、これら電子化された最先端のテキストとしては今後の研究はもはや困難であろう。だが、同じ電子テキストでありながら、たとえば「雅成親王集」で見ると、「新編私家集大成」と「新編国歌大観」とでは表示されるテキストの印象は明らかに異なっている(図版2AB)。前者の

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版 2 B 新編国歌大観

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版 2 A 新編私家集大成

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版 3 B 宮内庁書陵部蔵「雅成親王集」

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版 3 A 冷泉家時雨亭文庫蔵「竹園御歌」(重要文化財)

底本は冷泉家時雨亭文庫蔵本、後者のそれは宮内庁書陵部蔵本であり、両者は相違して当然なのだが、実は時雨亭文庫蔵本の忠実な転写本が書陵部本であり、この二本は数種類の合点や傍記、見せ消し訂正、行数や漢字仮名の別に至るまでそっくり同じである（図版3AB）。翻刻した場合、筆跡の違いは活字では反映されないから、両者に相違が見られるとすれば、それらは清濁を付す、歴史的仮名遣いに改める、助詞の漢字表記を仮名にひらく、などもつばら編集方針の相違に起因するということになる。

そもそも冊子体の「私家集大成」（明治書院 昭四八（五））は、底本の姿を変えずに翻刻するという方針であった。しかしそのために、書写の状況によっては、相当に複雑な組み版を強いられた家集もあり、「新編国歌大観」以上に、電子化にあたってはテキストの製作段階で相当なストレスがかかることが懸念されていた。

ところが、今回の電子出版では、合点や傍書・ミセケチ・補入・移項符など複雑な書写状況も画面に盛り込まれた。合点一つをとっても、少なくとも十数例、長短・左右・鉤・横棒・縦棒・黒丸・白丸、丸については大小まで、忠実に再現されているのである。さらに丁数表示、丁ジャンプの機能も付加された。見開き面を比較するために丁数の情報は必須で、CD-ROM一枚には系統を異にする代表的な伝本が奥書も含めてほぼ網羅されているから、ノートパソコンを持参し画面に呼び出しさえすれば瞬時に校勘可能となり、文献調査には強力なツールになることは間違いない。最先端の電子化されたテキストでありながら、一方で「モノ・個体としての本（写本・版本）」の姿にも大幅に近づいた。それにしても、本文の画面表

示（組み版とでもいうべきか）の作成にあたったシステムの技術者をふくめ、製作者側の苦勞は相当なものがあったと想像するが、関係者の尽力には頭の下がる思いがする。

二

私は文献調査員として、資料館の調査収集事業の仕事に加わって約二十年になる。京都の現在の職場に移ってからは約十年、以来、小高道子氏・柳瀬万里氏と陽明文庫へ参上し、近衛家歴代の詠草を中心に、調査に携わってきた。貴重な生の資料を、直接手にとって拝見することが出来る上、名和先生から疑問点など本物を目の前にして御教示いただける機会もあり、文献調査は得難い勉学の場となっている。歴代の詠草は膨大な量である。私が調査に参加したのは基熙からで、その後、家熙・家久と調査を終え、ようやく現在、内前までたどり着いた。五撰家筆頭の家柄らしい上質で大型の料紙を使用した和歌の詠草には、その多くに合点や添削の跡が認められ、別に批評の消息が添えられているものもある。調査中に偶目しただけでも、面白い記述を発見し、作業の最中に走り書きをしたりすることがある。たとえば、目録で「家久公ご幼少のご詠草」とされる資料には、料紙に「家久 六歳」と黒々と大書されており、幼いながらも大振りな堂々とした文字で和歌が認められている。歌には合点が付され、「この歌はことのほかでき候ゆへ直し候ことは無く候なり」（手許のメモによる。清濁私意）と祖父基熙の文字で添書がされている。基熙が嫡孫に対し与えていた

撰閑家の当主としての様々な訓育の一端を、垣間見る思いがし、感動を覚えたこともあった。

昨夏も、内前の詠草を調査していて、興味深い記述に遭遇した。資料はその時の「書目カード」（原本は資料館に提出済み）、そのもののコピーである。マイクロフィルムは無く（撮影は今年度の事業）、現時点では「調査カード」で見えていたくしかない。陽明文庫の「二四八一」と番号が打たれた、丈夫な和紙の袋に保管・整理されている中の、「六三八一七」の「内前公御詠草」（目録整理書名）がそれである。

その詠草には、「池菖蒲」題で和歌が書かれていたが、「蒲」文字にはミセケチがなされ、「菖」字よろしく候／定家御真筆／拾遺愚草ニモ／菖ノ字ヲか、れ候／清書之為申入候」との評語があった（図版4）。これは少し

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版4 陽明文庫蔵「内前公御詠草」（部分）

面白いぞ、と思い、帰宅して冷泉家時雨亭叢書の「拾遺愚草」を片端から見てみた。すると、これまで気付かなかったのだが、自筆本「拾遺愚草」には〈菖蒲〉題が五例あり、そのすべてに「菖」の文字が使われており、「蒲」は一例もないことがわかったのである（図版5）。この添削をした人物は、為村に違いないと思ったが、はたして翌日の調査で添削者を為村とする詠草が出てきたことで、確かめられた。

周知の如く、為村は定家自筆の国宝「拾遺愚草」を臨模した写本を作成しており、それが現在、宮内庁書陵部に残っている。資料館のマイクロフィルムによれば、たしかに「菖」と表記されている（図版6）。為村は定家自筆「拾遺愚草」の書写という神聖な作業を通じて、遠祖定家からさまざまなことを時空を超えて学んだに違いなく、「菖」と表記することも、そのなかの一つであったか、と思われるのである。あるいは、それに先立ち、自筆本「拾遺愚草」を繕っていたある時、「菖」と書かれていることに気づいたのかもしれない。いずれにせよ、少なくとも書写の功を遂げた「延享三年八月二十日」（書陵部本奥書）までには、為村はそのことを知っていたことになる。ちなみに延享三年当時、為村は三十七歳、内前は二十九歳である。これ以後、添削指導を受けた内前が、菖蒲の「蒲」を為村の言を守り「菖」と書くようになったかどうか、それはこの夏以降、陽明文庫へと調査に伺った時に明らかになると思われる、今後のお楽しみということがあるだろうか。^{1]}

ちなみに、為村のような写本ではなく、定家自筆「拾遺愚草」を忠実に再現しようとした、活字翻刻の資料がある。冷泉為臣編「藤原定家全歌

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版6 宮内庁書陵部蔵「拾遺愚草」

図版5 冷泉家時雨亭文庫蔵「拾遺愚草」(国宝)

集」である。該当箇所を見ると、明らかに「菖蒲」の活字が使われていた。また、赤羽淑編『藤原定家全歌集』(笠間書院)は、書陵部蔵の為村臨模本を底本としており、しかも活字ではなく手書きの版下を印刷に付したものであるが(版本の一種と言ふべきか)、表記は「菖蒲」であった。もとより文学としての和歌作品を研究するのに、こうした表記の違いなどは、いわばどうでもよいことで、まったく問題とならない。けれども表記に強くこだわった人々がいたことも事実であり、それはいったい何故なのか、和歌という文芸の不可思議さがそのあたりにも顔をのぞかせているように思う。

さて、もう一度、定家の用字・表記法を、『拾遺愚草』以外の、定家筆本『私家集で確かめてみたい。『新編私家集大成』所収『秋篠月清集』の底本は天理大学附属図書館蔵の定家筆本(正確には定家監督書写本と言うべきか)であり、夙に詞書は定家筆(和歌は別筆)とされているから、歌題(菖蒲)の表記を調べるには格好の事例である。先に述べたように『新編私家集大成』CD-ROM版には丁数表示機能があり、大変便利で、底本の影印を確かめる際に、たちどころに当該箇所を開くことができ、『新編国歌大観』のようなもどかしさが解消された。CD-ROMで『秋篠月清集』の「菖蒲」の文字列を検索すると、五例ヒットする。はたして天理図書館善本叢書の影印版によれば、定家筆本「秋篠月清集」でも、表記はすべて「菖蒲」であった(図版7)。今後、定家真筆と伝えられている写本類を網羅的に調べてみる必要があるが、どうやら定家は「菖蒲」を使用していたらしいのである。電子化されたテキスト類、それらは検索機能を大きな特

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版7 天理大学附属天理図書館蔵「秋篠月清集」
(八木書店刊「天理図書館善本叢書」より)

色として掲げている以上、作品によって表記に揺れがあつては甚だ具合が悪い。テキストとして字体を統一した方がよいのは明らかである。しかしながら、為村がこだわったような、文字レベルでの微妙な差違は、デジタル化された(検索という目的を否定なく背負わされた)テキストでは浮かび上がってはこない。

三

今度は〈菖蒲〉の上の文字「菖」を問題にしてみたい。普段から写本や影印本などを見慣れている人たちには、「くさかんむり」の有無で「菖蒲」と「昌蒲」の両様表記があることは既知の事柄であろう。

自筆本「拾遺愚草」でも定家筆本「秋篠月清集」でも、「菖蒲」については「昌蒲」の表記が使用されていた。定家の用字法を知っていたはずの為村は、先の内前の詠草では「蒲」のみ「菖」に改めるように勧めている。「菖」と「昌」の相違は、為村の中ではさほど問題ではなかったのであるうか。「定家卿真筆拾遺愚草には昌蒲と書けり」と「菖蒲」でなく「昌蒲」と二文字とも訂正してもよいと思えるのだが。あるいはこうした添削行為には、たとえば現在の受験通信講座の添削マニュアルのように、おそらく和歌の添削においても必ず指摘しなければいけない重要なものから、何も書かないのも具合が悪いのであたりさわりのない感想を記した類まで段階があつて、さまざまな軽い重い価値判断が働いていたのだろうか。そうであれば「菖」は「昌」よりも大切なのか。そのようなことを、あれこれ陽明文庫の調査に伺つてからの二・三日間、漠然と考えていた。それからほとんどなくして『新編私家集大成』CD-ROM版が届いたので、早速検索してみると、「菖蒲」と「昌蒲」とは区別して引くことができる、ただし私家集によつては「昌蒲」が通行の「菖蒲」に翻刻されている場合があり、為村が問題にした「菖蒲」と「菖蒲」の区別は「菖」が通行字体でないため当然引けない、という結果だった。

『新編私家集大成』で文字列「菖蒲」の検索をかけると、二六三例ヒットする。一方「昌蒲」は一〇六例である。『新編私家集大成』所収『秋篠月清集』の底本は、先に述べたように天理大学附属図書館蔵本であり、善本叢書の影印では「昌」と読めるが、『新編私家集大成』の和歌本文では「菖」となっている。したがって、和歌本文による歌題文字列検索では現在、シ

ステム上「菖蒲」と「昌蒲」とを識別して検索が可能であるにもかかわらず、底本原本では「昌蒲」とあるものが検索結果では「菖蒲」として拾われてくるケースがあるということである。これは「新編私家集大成」が、冊子版の旧「私家集大成」（和歌史研究会編）の本文を原則そのままにCD-ROM版に変換するという方針のもと、旧版の本文をそのまま引継いだことに由来する。旧版（冊子版）の翻刻方針は、仮名遣いなども含め、すべて原本通り、明らかな誤りでも翻刻者による私見を交えず校訂は行わない、というものであった。出版社が主導する大型企画ではなく、同人の連携により開始された大事業であり、たとえば「昌」をそのまま残すか、「菖」を使用するか、字体の取捨は微妙に異なり、おそらく担当者次第であったと考えられる。それが今回、CD-ROMで文字列の検索が可能になったことで、たまたま顕在化してきたということなのだろう。

では、校訂方針が決められていた「新編国歌大観」はどうであろうか。校訂方針は一様でも、校訂という行為は、解釈と不可分である。校訂するかしないかは、担当者の判断に委ねられており、同じ歌でも担当者によって異なった文字列・索引訓みが登録され、検索できないという事例が存在している。有名な歌になればなるほど、私家集のほか勅撰集にも私撰集にも定数歌にも、さらに秀歌撰にも入っており、幾種類ものテキストに顔を出してくる。同じ歌でありながら清濁が担当者によってしばしば異なることはすでに知られているが、清濁に関しては検索の場合、一様に拾ってくられるため問題は生じない。しかし歴史的仮名遣いに改めたとすると、校訂者の判断次第で、本文そのものが変わってしまい、検索できないことは、

あまり知られていないのではないか。次に掲げる藤原俊成の歌などは、「新勅撰和歌集」「長秋詠藻」と「玄玉和歌集」と「久安百首」と、本文が異なり、したがって意味も違ってくる、という例である。

一 しほる（絞る）

ゆくはるの霞のそでをひきとめてしほるばかりやうらみかけまし

（新勅撰集・一三六）

行く春の霞の袖を引きとめてしほるばかりや恨かけまし

（長秋詠藻・二〇）

行く春の霞の袖を引きとめてしほるばかりやうらみかけまし

（題林愚抄・一六〇一）

二 しをる（萎る）

ゆく春の霞の袖を引きとめてしをるばかりや恨かけまし

（玄玉集・三七八）

三 しほる（濡れる）の意

ゆく春の霞の袖を引きとめてしほるばかりやうらみかけまし

（久安百首・八二〇）

CD-ROM版の「新編国歌大観」も「新編私家集大成」も、研究に必要不可欠のものである。コンピュータが調べてくれるデータは客観性が高く、数え誤りが生じないなど、信頼がおけるが、しかしそのペースとなるテキスト・データには、そもそも人間の手仕事による感情のゆらぎや曖昧さが含まれていることもまた事実である。検索機能はきわめて便利で有益かつ強力なツールであるが、しかし所詮は道具でしかないということも、

肝に銘じておくべきであろう。われわれ利用者側がしっかりとその特性を把握して使用しないかぎり、機械は冷徹であるから、示された検索結果がすべてだと錯覚し、そのまま無条件に受け入れてしまうことが起こりえないとも限らない。和歌は類型の文学であるだけに、危惧されるところである。

四

諸処の文庫に訪書の経験がある人なら、文庫によって蔵書・集書の相違・特異性が存する点は周知のことと思う。たとえば陽明文庫は、撰閲家の当主としての政治儀礼や教養学問のための典籍類が基幹を成しているし、冷泉家時雨亭文庫は勅撰に備えるために、特にその撰集資料となる私家集を多く製蔵している。

時雨亭文庫の私家集類には、製蔵本とその写しである書陵部本しか伝本が存在しない家集も少なくない。その中には、一首でも採歌を望む群小歌人が、勅撰企画の折にあつらえたと思われるような個体の写本も含まれている。しかもそれらの多くは手擦れの跡もないきれいな本で、ほとんど開かれた形跡が見られない。その点は書陵部蔵の転写本も同じであり、やはり熱心に読まれた痕跡がないのである。

たとえば鎌倉幕府の御家人、笠間時朝の家集「前長門守時朝入京田舎打聞集」は、前半部を「所入撰集歌」、後半部を「未入集歌」とする特異な組成を持つている。見方を変えれば、自己申告によって過去の入集状況が明

示されていることになり、撰集資料としてはこれほど撰者にとって都合良く出来た便利な私家集はない。たとえ一首であっても入集をと望む熱意が、このような組成の私家集を産んだのではないか。宗匠周辺で具体的な作業を進めている側近歌人から、前代の勅撰集にすでに入集している作品かどうかを点検するのが大変だ、というような話が漏れ聞こえていたのかも知れない。その点でも、同集は自撰家集と見てよい。このように自詠の撰入を望む群小歌人たちから、和歌宗匠のもとへと直接奉献された私家集は少なくなかったと思われるのである。そうした私家集は、撰集資料として宗匠家に留め置かれる以外、作歌の参考にされることも書写転写されることもまずないままに、時を重ねたのではないか。時雨亭文庫蔵「前長門守時朝入京田舎打聞歌」は、他に該本の忠実な転写本が宮内庁書陵部に残るのみだが、両本とも手擦れの跡もわずかであり、ほとんど読み込まれた跡が認められない。冷泉家に秘蔵されてきて、それらを江戸初期にまとめて御所に運び転写本（副本）が製作された私家集類には、伝本が冷泉家時雨亭文庫と書陵部にしか存しない私家集が相当な数、見出せる。版本として刊行されることもなかったこれらの私家集類は、文学作品の流布と享受という観点から見ると、日本文学史にほとんど影響を残していないことになる。しかし、このような私家集類も、膨大なデジタルテキストデータベースの中にも含まれ、六家集と同じように検索の対象とされているのである。

さて、ここに九条政基の詠草がある。その一部を以下に摘記してみる。

待月

おもかけの偽もなき月をたにまつにこゝろをつくすよなく
出しほもかはらすまては夜にましてをそくなり行やまの端の月
山麓に月まつ空や世の人のをなし心にかゝるうき雲

木間月

明わけて木間もりくる月かけになを秋かせをまつの下のいほ
森の月いたくもにしかたふけは木間のかげはひかしにそ行
枝分てもりくる夜半の秋かせに身を木からしの杜の月影

みをこからしの禁制詞候歟

末尾に「甘露寺中納言親長卿合点也」とあり、さらに「詠五十首和歌／從一位政基」と記されている。最後の歌題が「祝」で結ばれているから、しかるべき折の五十首であり、政基もあらかじめ親長に歌稿を見せて各題はほ三首を詠み、どれがよいか撰歌してもらったと思しい。「木間月」の第三首目では「みをこからしの禁制言葉候歟」との評語が見える。藤原為家の「詠歌一体」において「主あることば」とされ、むやみに用いてはならないと戒められていた「みをこからしの」が詠み込まれていることを難じた内容である。この句を用いると、藤原定家の秀吟「きえわびぬうつろふ人の秋の色に身をこがらしのもりのした露」（新古今集・恋四・一三二〇）がどうしても脳裏に浮かんでしまったためであり、ことに政基の作は「身を木がらしの杜の」まで同じで、親長もそのことを指摘したのであろう。では「みをこがらしの」は、為家が禁制詞とした後は、実際に詠まれる

ことがなかったのか。「新編国歌大観」でこの句を検索すると、一四例ヒットする。そのうち九例は定家の歌で、初出の「千五百番歌合」や自らの家集「拾遺愚草」、また「時代不同歌合」や「歌枕名寄」に再録されたものである。残りは先行する古歌「人しれぬおもひするがの国にこそ身を木がらしのもりはありけれ」（古今六帖・もり・一〇四七）が五例（後に「新後拾遺集」「夫木抄」などへ撰入された）である。つまり、定家以後、たしかにこの句「みをこがらしの」は詠まれていないことになる。ところが、「新編私家集大成」によると、「拾遺愚草」以後に、この句を含む作が「為和集」にあることがわかる。

鹿ヨスル恋（大永元年也／廿三日改元）八月十一日滋野会に

篠分し露よ涙よさを鹿も身を木からしの秋ふくる也（六〇〇）

「為和集」は、自筆原本「為和詠草」が冷泉家時雨亭文庫に蔵せられており、「為和が一年乃至数年毎に、来信などの反古を利用して仮綴の冊子を作成した上で、つぎつぎと公私の会に出した自詠を記録していった詠草原本」（「新編私家集大成」の解題〔新編補遺〕、小川剛生氏執筆。なお小川氏は冷泉家時雨亭叢書「為和・政為詠草集」の解題担当者）であるという。時雨亭叢書の影印でも、たしかに「身を木がらしの」とあり、他ならぬ定家・為家の末裔が禁制詞を使用していたことになる。「身を木がらしの杜」と続けていないからか、私的な覚える詠草類であるからなのか、このことは考えてみる余地を残すが、ここで問題とすべきは和歌文学テキストの階層化であろう。すなわち頂点に「古今和歌集」があり、それをとりまく勅撰集群があり、そして最下層には、日々詠み出される個々の作品がある、と

いう構造である。作品は作者の手許で推敲や添削を経て磨かれ、さらに歌会や歌合へと提出される。その後、取捨選択を経て私家集に収載されたり、あるいは撰集類に採られたりするものが出てくる。こうした過程で詠作者によって廃棄された作品も、当然、研究の対象とされてよいと思う。だが、その歌人の詠風を論じる場合には、個々の作品に自ずと軽重が生まれてこなければならぬ。作者が込めた意欲や熱意、野心的な実験や新たな戦略など、一首一首の価値は同じではない、ということである。日本の和歌史を考える上でも、そのようなことは、絶えず意識していなければならぬだろう。

たとえば、鎌倉時代の「春日懐紙」は名物として評判が高く、すでに近世には好事家の垂涎的であった。紙背には万葉歌が書写され、いわゆる「春日日本万葉集」としても知られている。当時の春日社の神官や興福寺の僧侶の詠作を今に伝える貴重な資料であるが、しかし、「春日日本万葉集」が書写された時点で、和歌作品としての役目を終えており、冷徹に見れば、これらはいわば捨てられた詠草群であった。現在では、こうした除棄された作品も、日本文学史のなかでしかるべき地歩を得て研究の対象とされている。反面、後代に残すべき強い意志で精撰された歌集類でも、殲滅の憂き目にあつたものは数多い。検索でヒットした一首一首は、人口に膾炙した名歌であろうが、誰も知らないような凡作であろうが、同じ質量をもっているのである。読者を獲得し続け必然的に残ってきた、ないしは後代に残さねばならない、という強い意志の下に伝えられてきた文学的達成度の高い作品と、きわめて偶発的に残った作品とを、電子化されたテキストは

軽重の別なく無意識に均一に扱ってくれる。それは、機械はここまでは正確にやりましたよ、あとはそれぞれの作品に軽重をつけたり、意味づけしたり、研究者の力量に任せますよ、ということに他ならない。

話を禁制詞の例に戻すと、「詠歌一体」の影響がどの程度、以後の和歌史を規制したか、という問題意識から、「新編国歌大観」や「新編私家集大成」などの電子テキストを検索しても、禁制詞を使用した和歌作品はほとんどヒットしない。それを根拠に、たとえば為家の発言は絶対で、禁制詞は広く歌人たちのあいだに浸透していた、さらには「詠歌一体」はよく詠まれていた、などという説がもし導き出されてきたとすれば、テキストの階層化や軽重を無視した幻想ということになりはしないだろうか。基政の事例を引くまでもなく、実際には詠草や草稿の段階では、禁制詞を含む作品が到る所でもかなりの数、詠み出されていたらしいことが、推測されるからである。そしてそれらは、人に見せ合わせたり、添削という篩いにかけてられた場合、例外なく詠みかえられる（ないしは棄てられる）運命にあつたはずである。モノ・個体としての典籍類をさかのぼってイメージできるような、可視テキストの向こう側を見透かす力が、電子化されたテキストの時代には、ますます重要になってくるのではないか。一つのひらめきがあり、検証のための検索結果がそのひらめき（さらには仮説）を裏付けるようなデータばかりが揃った時ほど、石橋を叩いてなお渡らずに立ち止まる、いっそうの慎重さが、研究者には求められると思うのである。

注

(1) その後、本年度(二十一度)の調査で、内前は為村の添削後も「菖蒲」を使用し続けていることが確認された。延享三年の詠草(六四四二九)、詠草(六四四三九)、「光栄脚点」(六四四七一)などがそれぞれあり、点者はいずれも日野光栄。あるいは点者にあわせて詠作者が用字表記を変えるようなことがあったのか。なお、宝暦三年の詠草(六三六八)に「沼補」の使用例が見てとれる。

(2) 本文は小森正明氏「室町期公家社会の一断面―九条政基詠五十首和歌と甘露寺親長―」(阿部猛編「中世の支配と民衆」同成社 平一九)による。

〔付記〕

シンポジウムの席上、またその後に、諸氏より御教示を忝なくした。神作研一氏からは、「汀」の字、冷泉家に書也。二条家には渚の字を用と承て後、順か和名集を見るに汀の字ミギハの訓無し。汀ミサキ、唐韻汀、水際、平沙也。是にて二条家の吟味子細有事をあふきぬ。」(和歌問答)、「夢」の字、題書に見えず。題の文字には異体なし(神作研一氏「水田長隣加点詠草(上)」(金城学院大学論集(人文科学編)第四巻一号 平一九)などを例に、冷泉家では題に珍しい文字表記を使う傾向があるのでは、との注目すべき御指摘をいただいた。また、井上満郎氏からは木簡や古文書に「補」の文字が使用されている具体的な事例の御教示を得た。何をもつて正字とするか、異体字とは何か。OSや電子機器など、多数こそ力で、大衆に訴え多くの消費者を獲得したものが世界標準として生き残っている。文字表記の問題ばかりでなく、日本文化の諸方面で、標準化に二条派和歌が及ぼした影響や功罪など、今後追求すべき課題の少なくないことを痛感する。このほか相田満氏、小高道子氏、兼築信行氏、久保田啓一氏からも御質問・御意見・御教示を頂戴したが、それらを小

稿において十分に活かしきれなかったことをお詫びし、他日を期すと共に、諸氏に感謝申し上げる次第である。

末筆ながら図版掲載を御許可くださった、宮内庁書陵部、天理大学附属天理図書館、根津美術館、陽明文庫、冷泉家時雨亭文庫ならびに角川学芸出版、エムワイ企画、八木書店の関係各位に御礼申し上げます。

〔追記〕

小稿は、文献調査員会議に続けて開催された第四回調査研究シンポジウムでの報告を、ほぼそのままに活字化したものであり、そもそも陽明文庫にて文献調査をさせていた中で気づいた問題に端を発している。当日の会議、シンポジウムにも出席され、陽明文庫の調査ではいつも熱心に仕事をされていた柳瀬(赤松)万里先生が、平成二十二年二月二十七日に急逝された。慎んで御冥福を祈り奉る次第である。